

Ⅶ 災害支援ナース

1. 災害支援ナースの役割と心構え

1) 災害支援ナースの役割

- (1) 災害支援ナースは、被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供する。また、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努める。
- (2) 活動終了後、現地対策本部や本協会、所属機関に情報を提供（報告）する。

2) 災害支援ナースの心構え

- (1) 基本的に災害支援ナースは、自分の生活については自分が責任を持つこと。
(生活自己完結型活動)
- (2) 自分の健康は自分が管理する。
- (3) 被災地のニーズに応じ、必要と思えることを自立的に判断し柔軟に活動する。

2. 災害支援ナースの活動場所等

1) 活動場所

- (1) 原則として被災した医療機関・社会福祉施設・福祉避難所を優先する。
- (2) 他組織からの支援がない場合に限り避難所等も含まれる。

2) 派遣時期と派遣期間

- (1) 派遣時期は発災後3日目以降から1か月間を目安とする。
ただし、被害状況に応じてこの限りではない。
- (2) 派遣期間は1人の活動期間は原則として、移動時間を含め3泊4日程度とする。

3. 災害支援ナースの登録

1) 災害支援ナースの登録

(1) 登録要件

- ①本協会会員であること
- ②看護職就業経験年数が5年以上であること
- ③災害看護支援養成講習会「基礎編」「実践編」を受講した者
- ④災害支援に対して、その活動に意欲的な者
- ⑤施設長もしくは所属長の承諾がある。

(2) 登録方法

- ①愛媛県看護協会災害支援ナース登録申請書（登録様式1）および個人情報に関する取り扱いについての承諾書（登録様式2）に必要事項を記入し、4cm×3cm大の写真を2枚準備のうえ1枚を登録申請書に貼付、1枚を身分証明書用として同封し、本協会に提出する。
- ②登録申請受付は災害支援ナース養成研修Ⅱ「実践編」終了日から2ヶ月間とする。
- ③登録受付は、本協会事務局が総括する。
- ④愛媛県看護協会災害支援ナース登録申請書（登録様式1）および個人情報に関する取り扱いについての承諾書（登録様式2）は、本協会事務局で管理・保管する。

(3) 登録証の交付

- ①登録者には本協会が災害支援ナース登録証を交付する。
- ②登録証の発送は、登録申請締め切り後3ヶ月以内とする。
- ③所属長および本人への登録証発送をもって、登録完了とする。

2) 災害支援ナース登録の更新・変更

- ①登録の更新は最長3年とし、更新意思の確認は本協会が行う。
- ②災害支援ナース登録の更新・変更は、災害支援ナース登録(更新・変更・中止)申請書(登録様式3)を本協会に提出する。
- ③変更申請者には、新たな登録証を交付する。
(新たな登録証の交付については、(3)登録証の交付 に準ずる)

3) 登録の中止

- ①登録を中止する場合は、随時災害支援ナース登録(更新・変更・中止)申請書(登録様式3)を本協会に提出し、登録証を返還する。

4. 災害支援ナースの所属施設の役割

1) 平常時の役割

- ①災害支援ナースについて周知し、登録促進する。
- ②災害支援ナースの活動・登録を希望する者には、災害支援ナースの登録要件を確認し、本協会または日本看護協会が行う災害支援ナース養成講習会を受講させる。
- ③災害支援ナースとしての質の維持向上のため、必要な研修や訓練などの参加を支援する。
- ④災害が発生した際の派遣支援体制を整備する。

2) 災害時の役割

- ①本協会から災害支援ナースの派遣要請があった際は、登録者の中から選出する。
- ②選出にあたっては、災害発生の経過や看護のニーズを予測し、支援活動を行う看護職の専門性を考慮する。
- ③災害支援ナース派遣による勤務調整にあたり、仕事に残るスタッフへの説明・協力支援を得るよう努める。
- ④災害支援ナースを派遣する時はブリーフィング(briefing)を、また、帰還時にはデブリーフィング(debriefing)を行い、十分に労をねぎらい、こころのケアを行う。

5. 災害支援ナースの活動助成

1) 身分保障

- (1)施設から業務として派遣される場合(労災適応が可能な場合)を除き、日看協と本協会が協力して行う。
- (2)日看協が派遣要請する場合
 - ①日看協は、災害支援ナースの出発地から被災地間の往復を含めた行程中の事故補償(看護行為中の自損事故を含む)として傷害保険に加入する。
- (3)本協会が派遣要請する場合
 - ①本協会から愛媛県内に災害支援ナースを派遣する場合は、本協会が傷害保険に加入する。
- (4)災害支援ナースは、看護職賠償責任保険に加入しておく。

2) 旅費の支給

- (1)施設から業務として派遣される場合(労災適応が可能な場合)を除き、日看協と本協会が協力して行う。
- (2)本協会が愛媛県内の被災地等へ派遣する場合
 - ①出発地から被災地等間の旅費(必要場合は宿泊費を含む)の実費を支給する。
 - ②支払方法は口座振替払いとする。
- (3)日看協が被災都道府県へ派遣する場合
 - ①本協会が日看協から旅費(上限1人20,000円(宿泊費を含む))の支給を受け、災害支援ナースへは実費を支給する。
 - ②支払方法は口座振替払いとする。